

東日本大震災から10年が経った。地震、津波の圧倒的な脅威を知らされた。日本の地形上、被災者たちは耐えがたい苦勞を負わされたが、避けられない災害であろう。しかし、福島原発事故は、明らかに人災で、人的被害、放射能汚染など、取り返しのつかない被害をもたらした。この事故で、エネルギー政策は原発から、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーに変換すると思った。ところが、原発を推進する勢力は強力で、原発再稼働が進んでいる。さらに、脱炭素化を目指すカーボンニュートラルを実現するためには、原発を必要とするという政策が模索されている。福島原発の廃炉は困難を極めている。また、核廃棄物の最終処理も全く見通しがついていない。それでも、原発行政を進めることは、現在も将来も大きな負担を負わせることではないか。

原発再稼働の指し止め訴訟が全国で展開されている。裁判は、運転推進と指し止めのせめぎ合いを繰り返している現状である。東海第二原発を巡り、11都道府県の住民ら224人が原電に運転指し止めを求めた訴訟の判決で、水戸地裁は3月18日、運転を認めない判決を言い渡した。前田英子裁判長は、主文で「東海第二原発の運転はしてはならない」と言い、「圏内にある14市町村のうち、広域避難計画を策定したのは5自治体にとどまり、体制が整っているというのはほど遠い」と、避難計画が不十分であると、人格権を盾に判決した。原告弁護団共同代表の河合弘之弁護士は「全ての原発を止める論理で、原子カムラには恐怖だと思う」と、想定外の判決を高く評価している。確かに、原子力規制委員会の新規制に合格することはできようが、避難計画が十分な所はないだろう。喜びの訴訟団・弁護団は当日、下記の「声明」を出している。このような声明が続くことを期待する。

《本日、水戸地方裁判所（前田英子裁判長）は、原告らの訴えを容れて、東海第二原発の運転を指し止めるという判決を言い渡しました。東海第二原発は2011年の福島原発事故で被災した原発の一つであり、また運転開始からすでに40年以上を経過した老朽原発です。また周辺自治体の多くが、その安全性に疑問を呈し、また避難計画の立案が困難であることを理由に再稼働には反対する意見を表明しています。今回の判決は、原発の安全性について判断する枠組みについて、深層防護の第1から第5までのレベルのいずれかが欠落し、不十分なことが具体的危険であるとしました。そして、第1から第4までのレベルについては看過しがたい過誤欠落があるとは認められないとしたものの、避難計画などの第5の防護レベルについては、原子力災害重点区域であるPAZ、UPZ内の住民が94万人にも及ぶにもかかわらず、実現可能な避難計画、これを実行しうる態勢が整えられているにはほど遠い状態であり、この区域内に居住する原告には人格権侵害の具体的な危険があると判断したものです。このような判断の背景には、裁判所が具体的な事故の危険性があるという判断が前提となっており、看過しがたい過誤欠落とまでは認められませんでした。地震、耐震設計、老朽化、経理的な基礎の欠落、火山、津波、火災、重大事故対策などの多くの論点について原告側が展開した論点についての立証も、結果としては活着していると考えます。福島原発事故から10年を経過し、国民の過半数が脱原発を望んでいる状況の下で、また、多くの地域住民の再稼働を止めてほしいという切なる願いにこたえたものであり、画期的な司法判断であるといえます。このような判断を下した勇気ある裁判官の皆さんに、心からの敬意を表します。原告らは、被告日本原電に対して、この厳正な司法判断に服し、東海第二原発再稼働の無謀な計画を断念し、控訴しないように強く求めるものです。》原電は翌19日に、残念ながら、東京高裁に控訴した。闘いは続くことになった。